

障 発 0326 第 2 号
令和 8 年 3 月 26 日

都道府県知事
各 殿
指定都市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」の一部改正について

措置入院者及び医療保護入院者の退院促進については、「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（令和 5 年 11 月 27 日障発 1127 第 7 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「当該通知」という。）により、適切な実施をお願いしているところです。

今般、別添のとおり、当該通知の別添様式等の一部を改正することとし、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、貴管下市町村並びに関係機関及び関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知の適用の際現にある本通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、本改正による改正後の様式によるものとみなすこととし、当該通知の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとします。